

適切な点呼で 飲酒運転ゼロ!!



点呼は、自動車運送事業の安全性確保の根幹に関わります。
飲酒運転など悪質な違反の根絶には、正しい理解と適切な実施が重要です!

例えば、2泊3日の運行での点呼のタイミングは…

1日目



乗務前点呼

乗務しようとする運転者に**対面**で実施します。**やむを得ない場合は電話等**で実施できます。

2日目



中間点呼(トラックのみ)

乗務前点呼、乗務後点呼が**いずれも対面で行えない場合に電話等**で実施します。

3日目



乗務後点呼

乗務を終了した運転者に**対面**で実施します。**やむを得ない場合は電話等**で実施できます。

※夜間において100kmを超える運行を行う貸切バスに乗務する運転者に対しては、「乗務途中点呼」が必要です。

『やむを得ない場合』に該当する例

遠隔地で乗務が開始・終了するため点呼が営業所で対面で実施できない場合

『やむを得ない場合』に該当しない例

車庫と営業所が離れている場合/早朝・深夜等で点呼執行者が出勤していない場合

参考ホームページ

■省令の解釈等が記載されているページ
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anken/03safety/construction.html>

■点呼の概要が記載されているページ
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anken/03safety/personnelmanagement.html>

1つの運行でも複数の乗務前点呼・乗務後点呼が発生することに注意!

飲酒運転事例

仮眠前の寝酒で飲むケース



食事休憩で飲むケース



荷下ろし後、帰社前に飲むケース



プロとしての自覚ある行動を!

飲酒運転防止のためには...

事業者、運行管理者、運転者が力を合わせて全体で取り組むことが重要です。

運行管理者

安全運転の扇の要として点呼等を通じて日々の確認をしっかりと実施します!



アルコール検知器は、製作者が定めた取扱説明書に基づき、正常に作動し、故障がない状態にしておく必要があります。定期的に確認しましょう。

運転者

プロドライバーとしての誇りと自覚を持ち、荷物やお客様を降ろした後も、乗務後点呼を受けるまで飲酒しません!



アルコール依存症は、周囲の理解と適切なサポートが必要と言われています。専門機関へ相談することのメリットとして、公的機関によるプログラムの受講、同じような悩みを持つ方との情報共有や専門機関による治療が考えられます。

事業者

法令遵守を徹底し、社内の意識向上に努めます!

アルコールが体内から抜ける時間

アルコールが体内で分解処理する時間の目安として、『1単位で約4時間』という考え方があり、アルコール20gを含む酒類が『1単位』とされています。個人差はありますが、乗務前日は酒量は控えましょう。

アルコールの1単位

					
ビール 500ml	日本酒 180ml	ウィスキー 60ml	ワイン 200ml	チューハイ 350ml	焼酎 100ml
アルコール度 5%	アルコール度 15%	アルコール度 43%	アルコール度 12%	アルコール度 7%	アルコール度 25%